

第4回 東播海岸の管理に関する検討会 議事概要

開催日時：平成23年12月27日（火） 14:00～16:00

場 所：明石市生涯学習センター 北館7階 学習室1

参加者数：委員9名、事務局等20名

◆ 議事概要

①第3回検討会審議内容の報告

事務局より議事概要に基づき報告し、委員の確認を得た。

②東播海岸の周辺状況について

事務局より資料に基づき、東播海岸の周辺状況について報告（説明）

③不具合発生と外的要因について

事務局より資料に基づき、不具合発生と外的要因について報告（説明）

④養浜部等の土砂移動について

事務局より資料に基づき、養浜部等の土砂移動について報告（説明）

⑤CCTVカメラの活用について

事務局より資料に基づき、CCTVカメラの活用について報告（説明）

⑥提言書とりまとめについて

事務局により資料に基づき報告（説明）し、以下の意見をいただいた。

- 提言書は、本文と資料編の2分冊とする。本文は簡潔な文章で記載し、資料編にバックデータ等の裏付けとなる資料を記載するものとする。
- 施設管理の考察における巡視頻度は、「陥没防止対策工事を実施した後、陥没等が生じていないことから巡視頻度を低減しても問題ない」と記載されているが、これまでの巡視の結果等を踏まえて今後の巡視に資するような考察を記述する必要がある。またこの考察が、次に示す「管理の基本方針」に繋がるような記述とする必要がある。
- 本検討会の提言の内容が、既往の巡視要領の内容と整合がとれるものとする必要がある。
- 陥没防止工事が完了したからといって、陥没等の問題が再度生じないとは言い切れないため、再度生じたとしても大きな事故には繋がらないということを、裏付けを持って説明する必要がある。

- これまで実施してきた鉄筋突き等の点検方法の妥当性を検証する必要がある。今後の管理手法は、その検証結果を踏まえたものとするべきである。
- 巡視頻度は、提言案では「海水浴シーズン前に陸上からの目視を原則」と記述されているが、これまでの巡視結果を踏まえ、技術的な観点から巡視頻度を設定すべきである。
- 海岸利用者からのホットラインを通じた情報を記録・蓄積できることも含めた情報の有効活用を検討する必要がある。また、利用者にとっては一般海岸と公園の区別がつかないため、各管理者へのホットライン連絡体制についても考えておく必要がある。
- アジュール舞子、大蔵海岸は神戸市、明石市が公園として管理しており、海浜部の管理に関しては、「東播海岸の管理に関する提言」に基づくものの海浜利用を前提としている観点から記載すべきである。
- 提言書については、本検討会での意見を踏まえて、再度たたき台を作成し、委員の方から意見をいただくものとする。

⑦その他

- 第5回検討会開催については、事務局から委員に連絡・調整を行う。

